

条例第3条第1項第2号イ 調整区域長期居住者の自己用住宅

	添付書類・添付図面	説明	チェック	
			29条	43条
1	開発(建築)許可申請書			
2	委任状	本人が申請の場合は不要		
3	理由書	市街化調整区域の場合		
4	公共施設の管理者の同意書	開発行為の計画に関係がある公共施設の管理者の同意	※5	×
5	公共施設の管理に関する協議書	新たに設置される公共施設の設計及び工事方法等並びに新たに設置される公共施設の帰属、管理及び従前の公共施設の帰属についての協議書	※5	×
6	土地登記簿謄本	法務局発行のもの	※4	※4
7	土地の権利者の同意書	所有権、抵当権、賃借権等の当該開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意	※4	×
8	工作物の権利者の同意書	所有権、抵当権、賃借権等の当該開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意	※4	×
9	土地・工作物の権利者で開発行為に同意した者の印鑑証明	同意書に押印のもの	※4	×
10	農用地除外証明書	申請地が農用地区域内の場合		
11	排水放流許可書	町管理の排水先以外へ放流する場合		
12	残高証明書	自己資金で開発を行う場合	※3	
13	融資証明書	融資を受けて開発を行う場合	※3	
14	申請者の前年度の納税証明書	所得税(その1、その3の2)	※3	
15	工事施工者建設機械目録、技術者名簿及び工事経歴書		※3	
16	開発(建築)区域位置図	都市計画図に記入、開発区域の朱書、方位、縮尺記入		
17	開発区域図	開発区域の朱書、方位、縮尺記入		×
18	公図の写し	法務局発行のもの 開発区域の朱書		
19	現況図	地形(地盤面の高さ)、開発区域の朱書、既存工作物等の表記、地盤面仕上がり等		
20	土地利用計画図	開発区域の朱書 建築物等の用途・配置を記入 地盤面仕上げ、周囲構造物(構造、範囲)等記入		
21	求積図			
22	造成計画平面図	盛土:茶色着色、切土:黄色着色、開発区域の朱書	※1	×
23	造成計画断面図		※1	×
24	排水施設計画平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法(管径)、勾配、水の流れの方向及び放流先の名称を記入		
25	がけの断面図		※1	×
26	擁壁の断面図 (計算書)	土留め、擁壁がある場合 構造計算が必要な擁壁がある場合		×
27	道路横断面図	道路工事を含む場合		×
28	排水施設構造図 雨水・汚水流量計算書	浸透施設、排水施設(汚水、雨水)、外周工作物等		
29	道路計画縦断面図	道路工事を含む場合		×
30	排水施設計画縦断面図	本管の布設がある場合		×
31	新たに自己用住宅を建築することが相当と認められる書類	住民票、借家契約書、転勤証明書等	※4	※4
32	現在の土地所有者を確認できる書類	土地登記簿謄本等	※4	※4
33	開発行為(建築行為)を行う者と親族の続柄を確認できる書類	戸籍謄本、住民票(世帯票)等	※2 ※4	※2 ※4
34	親族の20年以上前及び現在の住所を確認できる書類	戸籍謄本、住民票(世帯票)等	※2 ※4	※2 ※4
35	宅地造成及び特定盛土等規制法のみなし許可等要否判定チェックシート			
36	その他必要とする書類	関係他法令に基づく許可通知書等		

※1 盛土、切土、がけがなければ不要 ※2 親族とは、3親等以内の血族、姻族及び配偶者

※3 盛土規制法のみなし許可を要さない場合は不要

※4 申請時以前3カ月以内のもの

※5 管理者が町のみの場合は不要

注 各種図面に記載する事項は「埼玉県都市計画法に基づく開発許可制度の解説」第2編第1章 開発許可申請書等の作成及び手続きによる「明記すべき事項」「縮尺」「備考」を準用すること
申請書正本には各書類の原本、副本には複写(コピー)を添付する
この一覧は開発許可申請等に係る一般的な事項を示したものであることから、申請の内容によって必要(不要)となる書類については申請前に担当者と協議すること。